

平成五年度



資料調査報告書 第二十一集

——旧八上郡下船岡村橋本家文書——

序にかえて

目 次

I	序にかえて	1
II	目次	1
1	旧八上郡下船岡村橋本家文書目録	1
2	解題	15
3	橋本家について	2
4	橋本家文書について	21
5	あとがき	21

資料調査報告書第二十一集では「旧八上郡下船岡村橋本家文書」について報告・紹介する。

橋本家は、鳥取市から南へ十六キロばかり下った八頭郡船岡町の船岡地区にあり、江戸時代には下船岡村の村役人や八上郡の郡役人を勤めた家である。橋本家文書は、同家より当館が寄託を受け保管しているもので、旧下船岡村や旧八上郡の様子をうかがうことができる資料を多く含んでいる。とくに村宛に出された年貢免状は連年で残されており、鳥取藩の年貢制度を知る上で貴重な資料である。

末尾ながら、本館の事業を御理解いただき、本調査報告書の刊行を御快諾された橋本家の皆様に感謝申し上げる次第である。

平成六年三月三十一日

鳥取県立博物館長

國岡 靖夫

I 旧八上郡下船岡村橋本家文書目録

番号	資料名	作成者・請取人	年代	形態	数量	
I 郡一郡役人関係文書						
1	賃租・運上					
1	八上郡御勘定目録御用場御差紙取分・寛政八年分(控)	橋本孫四郎構	寛政九年正月	豎紙	一通	
2	八上郡酒運上銀請取手形(享保十一年分、七月まで)	横尾忠太夫→日比久右衛門・竹内林次郎	享保十二年十一月二九日	豎紙	一通	
3	八上郡酒運上銀請取手形(享保十一年分、十二月まで)	横尾忠太夫→日比久右衛門・竹内林次郎	享保十三年正月二〇日	豎紙	一通	
4	諸事御用帳(橋本孫四郎)	宮城權左衛門・吉田安太夫→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政八年正月	豎紙	一通	
5	(八上郡高懸米割賦取立三付)寛政七年分	宮城權左衛門・吉田安太夫→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政八年六月	豎紙	一通	
6	御巡見様御用日記扣	宝暦十一年三月三日	豎小帳	一冊		
7	御巡見様諸事書上御入用物品々書附	宝暦十一年三月三日	豎小帳	一冊		
8	御肴そし物請取帳	御本陣政右衛門	寛政八年六月	豎紙	一通	
II 支配						
9	利左衛門火災二付	乍恐口上之寛	郷原村五人組頭七 兵衛ら年寄周助他一人・庄屋与吉郎→三木喜吉郎・橋本孫四郎	宝暦十一年三月	豎小帳	一冊
10	〔隣家利左衛門灰部屋等焼失二付〕乍恐口上之寛	寛政七年十二月	豎紙	一通		
11	利左衛門隣家勘右衛門ら七人→年寄・庄屋	三木喜吉郎・橋本孫四郎	(寛政七年)	豎紙	一通	
12	〔御牛行衛不明三付取調方〕乍恐口上之寛(控)	高津原村 権四郎→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
13	〔死牛吟味二付〕乍恐口上之寛(控)	金口村 利平次他四人→三木喜吉郎・橋本孫四郎	(金口村利平次他四人)	寛政七年十二月	豎紙	一通
14	〔死牛吟味二付〕乍恐口上之寛(控)	金口村 利平次他四人→三木喜吉郎・橋本孫四郎	(金口村利平次他四人)	寛政七年十二月	豎紙	一通
15	〔火災火元二付〕乍恐口上之寛	火元弥平次→庄屋金治郎	寛政七年四月六日	豎紙	一通	
16	〔火災火元二付〕乍恐口上之寛	火元弥平次→庄屋金治郎	寛政七年四月六日	豎紙	一通	
17	〔火災火元・類焼者吟味口上之寛〕(下船岡村五人組頭・年寄・ 庄屋→橋本孫四郎・川上伊兵衛)	吉郎	寛政七年十一月	豎紙	一通	
18	〔火災火元郷原村利左衛門所持の堂にて旅僧死亡三付注進書状〕 (書状)	吉郎	寛政七年十一月六日	切紙	一通	
19	〔利左衛門火災二付〕乍恐口上之寛	橋本孫四郎・三木喜吉郎・宮城權左衛門	寛政七年十一月六日	切紙	一通	
20	〔利左衛門火災二付〕乍恐口上之寛	橋本孫四郎・三木喜吉郎・宮城權左衛門	寛政六年二月二八日	切紙・豎紙	一通	
21	〔御牛行衛不明三付取調方〕乍恐口上之寛(控)	高津原村 権四郎→三木喜吉郎・橋本孫四郎	(年未詳)	豎紙	一通	
22	〔死牛吟味二付〕乍恐口上之寛(控)	金口村 利平次他四人→三木喜吉郎・橋本孫四郎	(金口村利平次他四人)	寛政七年十二月	豎紙	一通
23	〔牛盗難につき吟味願〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
24	〔牛盜難二付吟味願〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
25	〔伊右衛門分年貢上納断候次第委細上申〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
26	〔伊右衛門所等之事二付委細上申〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政八年四月三日	紙	一通	
27	〔急ぎ裁許下さる様〕乍恐追願申上候寔	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政八年四月三日	紙	一通	
28	〔御目付宮城權左衛門・吉田安太夫用状(品治村水死人探索)〕 宮城權左衛門・吉田安太夫→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年二月	豎紙	一通		
29	〔石田百井村庄兵衛火災二付〕乍恐口上之寛	石田百井村五人組長右衛門等→橋本孫四郎・川上伊兵衛	寛政六年八月	豎紙	一通	
30	〔淨圓荷物改帳(付)〕	(年未詳)	豎紙	一通		
31	〔村々牛銀貸付帳(橋本孫四郎構)〕	寛政七年二月	豎紙	一通		
32	〔橋普請願〕	八上郡上下門尾庄村庄屋・年寄→橋本孫四郎	寛政七年二月	豎紙	一通	
33	〔御加損増し加損類寄帳〕	明治三年十月	豎紙	一通		
34	〔御兩園田畠御高之寳〕	年未詳	豎紙	一通		
35	〔預り申物成米之事(証文難形)〕	年未詳	豎紙	一通		
36	〔物成上納分并庄屋給等目録〕	年未詳	豎紙	一通		
37	〔八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)〕	小泉藤五郎・野崎一郎右衛門→庄屋・小百姓中	寛政八年五月	豎紙	一通	
III 治安						
10	〔巡見御用等御用勤日記〕(断簡)	寛政八年五月	未詳	横帳	一冊	
11	〔西御門村水死人取調二付西橋寺上申〕	西橋寺	寛政八年五月	未詳	紙	
12	〔弥兵次小屋出火二伴い類焼小屋有二付〕乍恐口上之対見	下船岡村類燒八郎右衛門ら→庄屋金治郎他年寄	寛政八年五月	未詳	紙	
13	〔火災火元二付〕乍恐口上之対見	火元弥平次→庄屋金治郎	寛政七年四月六日	豎紙	一通	
14	〔火災火元・類焼者吟味口上之対見〕(下船岡村八右衛門他→庄屋金次郎他)	寛政七年四月六日	豎紙	一通		
15	〔火災火元二付〕乍恐口上之対見	火元金次郎他	寛政七年四月六日	豎紙	一通	
16	〔火災火元二付〕乍恐口上之対見	火元金次郎他	寛政七年四月六日	豎紙	一通	
17	〔火災火元・類焼者吟味口上之対見〕(下船岡村五人組頭・年寄・ 庄屋→橋本孫四郎・川上伊兵衛)	吉郎	寛政七年十一月	豎紙	一通	
18	〔火災火元郷原村利左衛門所持の堂にて旅僧死亡三付〕乍恐口上之対見	吉郎	寛政七年十一月六日	切紙	一通	
19	〔火災火元・類焼者吟味口上之対見〕(下船岡村五人組頭・年寄・ 庄屋→橋本孫四郎・川上伊兵衛)	吉郎	寛政七年十一月六日	切紙	一通	
20	〔火災火元・類焼者吟味口上之対見〕(下船岡村五人組頭・年寄・ 庄屋→橋本孫四郎・川上伊兵衛)	吉郎	寛政七年十一月六日	切紙	一通	
21	〔御目付宮城權左衛門・吉田安太夫用状(品治村水死人探索)〕 宮城權左衛門・吉田安太夫→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年二月	豎紙	一通		
22	〔死牛吟味二付〕乍恐口上之対見	金口村 利平次他四人→三木喜吉郎・橋本孫四郎	(金口村利平次他四人)	寛政七年十二月	豎紙	一通
23	〔牛盗難につき吟味願〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
24	〔牛盜難二付吟味願〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
25	〔伊右衛門分年貢上納断候次第委細上申〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政七年十二月	豎紙	一通	
26	〔伊右衛門所等之事二付委細上申〕(控)	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政八年四月三日	紙	一通	
27	〔急ぎ裁許下さる様〕乍恐追願申上候寔	高津原村惣百姓中・弥惣兵衛→三木喜吉郎・橋本孫四郎	寛政八年四月三日	紙	一通	
28	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年四月三日	紙	一通		
29	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
30	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
31	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
32	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
33	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
34	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
35	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
36	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		
37	〔伊右衛門・川上伊兵衛より〕	寛政八年十月	豎紙	一通		

38 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

野崎次郎右衛門・千石次左衛門→庄屋・小百姓中

延宝四年五月 縱紙 一通

40 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

木戸弥二右衛門・松浦仁左衛門→庄屋・小百姓中

延宝五年五月 縱紙 一通

41 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

絹川権之丞・木戸弥二右衛門→庄屋・小百姓中

延宝六年五月 縱紙 一通

42 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

絹川権之丞・木戸弥二右衛門→庄屋・小百姓中

延宝七年五月 縱紙 一通

43 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

円山源兵衛・木戸弥二右衛門→庄屋・小百姓中

延宝八年五月 縱紙 一通

44 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

円山源兵衛・木戸弥二右衛門→庄屋・小百姓中

天和二年五月 縱紙 一通

45 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

野々村茂兵衛→庄屋・小百姓中

天和三年五月 縱紙 一通

46 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

野々村茂兵衛→庄屋・小百姓中

貞享九年五月 縱紙 一通

57 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

田中瀬兵衛・大橋善右衛門→庄屋・小百姓中

元禄十年五月 縱紙 一通

58 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門・山下武兵衛→庄屋・小百姓中

元禄十一年五月 縱紙 一通

59 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門・山下武兵衛→庄屋・小百姓中

元禄十三年五月 縱紙 一通

60 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門・山下武兵衛→庄屋・小百姓中

元禄十五年六月 縱紙 一通

61 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門・山下武兵衛→庄屋・小百姓中

宝永元年五月 縱紙 一通

62 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

河毛忠右衛門→庄屋・小百姓中

宝永六年五月 縱紙 一通

63 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

内海甚左衛門→庄屋・小百姓中

正徳四年五月 縱紙 一通

64 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門・山下武兵衛→庄屋・小百姓中

元文四年五月 縱紙 一通

47 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

野々村茂兵衛→庄屋・小百姓中

貞享三年五月 縱紙 一通

48 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

早川十左衛門→庄屋・小百姓中

元禄三年五月 縱紙 一通

49 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

早川十左衛門→庄屋・小百姓中

元禄四年五月 縱紙 一通

50 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

岡嶋藤兵衛→庄屋・小百姓中

元禄五年五月 縱紙 一通

51 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

高木作右衛門→庄屋・小百姓中

元禄六年五月 縱紙 一通

52 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

高木作右衛門→庄屋・小百姓中

元禄七年五月 縱紙 一通

53 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

高木彦右衛門→庄屋・小百姓中

元禄八年五月 縱紙 一通

54 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

高木彦右衛門→庄屋・小百姓中

元禄九年五月 縱紙 一通

55 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門→庄屋・小百姓中

元禄十年五月 縱紙 一通

56 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

田中瀬兵衛・大橋善右衛門→庄屋・小百姓中

元禄九年五月 縱紙 一通

57 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門→庄屋・小百姓中

宝永三年五月 縱紙 一通

58 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門→庄屋・小百姓中

宝永六年五月 縱紙 一通

59 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遣土免之事)

山川小左衛門→庄屋・小百姓中

元文四年五月 縱紙 一通

75	八上郡下船岡村年貢免状写 (八上郡下船岡村定遣土免之事)	中嶋忠左衛門→庄屋・年寄・小百姓中	天明六年六月	堅紙	一通
76	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 林喜七郎→庄屋・小百姓中	寛延三年十月	堅紙	一通	84
77	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 円城寺判平→庄屋・年寄・小百姓中	寛政三年九月	堅紙	一通	85
78	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 円城寺判平→庄屋・年寄・小百姓中	宝暦四年十月	堅紙	一通	86
79	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 杉山惣左衛門→庄屋・年寄・小百姓中	宝暦九年十月	堅紙	一通	87
80	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 小山九右衛門→庄屋・年寄・小百姓中	明和元年九月	堅紙	一通	88
81	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 建部甚之右衛門→庄屋・年寄・小百姓中	安永四年九月	堅紙	一通	89
82	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 中嶋茂左衛門→庄屋・年寄・小百姓中	安永九年九月	堅紙	一通	90
83	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 大庄屋三木五郎左衛門構改入市兵衛外	天保十五年三月	堅小帳	一冊	91
84	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 猪平鉄藏→庄屋・年寄・小百姓中	文化元年十月	堅紙	一通	85
85	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 中嶋忠左衛門→庄屋・年寄・小百姓中	寛政十一年十月	堅紙	一通	86
86	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 安田清太夫→庄屋・年寄・小百姓中	寛政十二年十月	堅紙	一通	87
87	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遣土免之事) 木村藤藏→庄屋・年寄・小百姓中	文政七年十二月	紙	一通	88
88	〔孫四郎分物成目録〕(断簡) 帳 大庄屋三木五郎左衛門構	文政七年十二月	堅紙	一通	89
89	未ノ御年貢差引帳 御年貢差引帳(当村免割入)の袋に年貢免割帳(綴) と共にあり)	天保十五年三月	堅帳	一冊	90
90	御年貢差引帳(当村免割入)の袋に年貢免割帳(綴) 文政七年十二月 小冊子	天保十五年三月	堅帳	一冊	91
91	八上郡下船岡村文化八 〔孫四郎分物成目録〕(断簡) 帳 大庄屋三木五郎左衛門構	天保十五年三月	堅帳	一冊	92
92	下船岡村御物成引品々取訟帳 付物成引朱書高遣し 人別帳	嘉永二年八月、十一月	堅帳	一冊	93
93	田畠宛口帳 二、土地	天明五年二月	堅小帳	一冊	94
94	田畠宛口帳 (名寄帳書替願書) 惣代破岩村庄屋・上船岡村庄屋	天明七年二月	堅小帳	一冊	95
95	他→庄屋 忠兵衛他 〔八上郡下船岡村田畠地統下改方御窓帳〕	寛政十一年正月	堅紙	一通	96
96	〔八上郡下船岡村田畠地統下改方御窓帳〕	一括り	一括り	一括り	97
97	〔八上郡下船岡村田畠牛物成引荒帳〕 大庄屋 三木安次郎構 〔八上郡下船岡村田畠牛物成引荒帳〕 一括り(控)	弘化三年十一月	堅小帳	一冊	98
98	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御願上帳 一御新田方様御引合ひかへー	嘉永三年十月	堅小帳	一冊	99
99	下船岡村去成流當毛荒御損米帳(控) 嘉永四年四月	堅小帳	一冊	100	101
100	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 安政二年五月	堅小帳	一冊	102	103
102	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 文久元年八月	堅小帳	一冊	104	105
104	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 文久元年十一月	堅小帳	一冊	106	107
106	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 小頭辰五郎他 十五人・組頭 恵三郎他三人・庄屋 直治郎→ 上田半一郎	堅小帳	一冊	108	109
108	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 大庄屋 安藤仁平構 八上郡下船岡村寅流延年限當毛荒願帳	明治三年十月	堅小帳	一冊	110
109	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 大庄屋 安藤仁平構 八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 大庄屋 安藤仁平構	明治四年五月	堅小帳	一冊	111
111	八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 大庄屋 安藤仁平構 八上郡下船岡村田畠當流當毛荒御損米帳(控) 大庄屋 安藤仁平構	明治四年五月	堅小帳	一冊	112
112	〔被および畠分配につき嘆願書〕(控) 舟岡村市兵衛 〔被および畠分配につき嘆願書〕(控) 舟岡村市兵衛	明治三年十月	堅小帳	一冊	113
113	〔銀子貸借差縫埒明申口上書〕 高草郡上野村治左衛門 ↓大庄屋八上郡郷村 与兵衛	寛保元年九月	堅紙	一通	114
114	〔講につき差縫れ出入につき返答書〕(控) 〔講につき差縫れ出入につき返答書〕(控)	寛保元年十一月	堅紙	一通	115
115	〔新井手普請人夫等負担免除嘆願書〕 下船岡村庄屋 外村役人→安藤仁兵衛	天保十一年四月	堅紙	一通	116
116	〔新井手普請人夫等負担免除嘆願書〕 下船岡村庄屋 外村役人→安藤仁兵衛	天保十三年五月	堅紙	一通	117
117	〔坂田村善藏他公事米につき訴訟返答書〕(控) 下船岡村村中→岸本專次郎	万延元年八月十三日	堅紙	一通	118
118	〔坂田村善藏他公事米につき訴訟返答書〕(控) 下船岡村村中→岸本專次郎	慶應四年二月	堅紙	一通	

字新庄谷隱居山、林直左衛門と争論ニ付)乍恐返答
之覧 下船岡村 太良左衛門→早瀬萬寿人他二名

(重新山樵取につき争論返答書)(乍恐返答書之覧)

下船岡村 太郎左衛門→早瀬良藏・松尾惣十郎・中村

慶応四年閏四月 壓紙 一通

重兵衛

慶応四年閏四月 壓紙 一通

四、法令・触書

(隠地制禁等)御條目

明和四年二月 壓小帳 一冊

(在中相對貸借ニ付御触書)(写) 中川佐左衛門・小

林数右衛門→三木安次郎・安藤伊兵衛・谷本作右

衛門 安政三年三月二八日 壓紙 一通

(在方改正ニ付御定書)(写) 安政五年六月 壓紙 一通

(入別身許段取ニ付御定書)(写) 安政五年五月 壓紙 一通

(宛口段分帳作成ニ付御触等)(写) 万延元年八月 壓紙 一通

(会見郡山税一揆について鎮静方ニ付)鳥取県布告

鳥取県權參事 河野通 明治六年六月三日 壓紙 一通

(農業出精、在方風俗立直し等ニ付法度)

年未詳 壓紙 一通

(当辰より来巳年兩年物成八歩通借増之御触書)

年未詳 壓紙 一通

(綾姫様を御台所様御養とする旨御触書)

(年未詳)七月 壓紙 一通

(農業出精、在方風俗立直し等ニ付法度)

年未詳 壓紙 一通

(當辰より来巳年兩年物成八歩通借増之御触書)

年未詳 壓紙 一通

(綾姫様を御台所様御養とする旨御触書)

年未詳 壓紙 一通

(農業出精、在方風俗立直し等ニ付法度)

年未詳 壓紙 一通

122 121 120 119

(重兵衛)

慶応四年閏四月 壓紙 一通

五、村政、その他

御用銀利銀渡帳 岸岡村 市兵衛 享保十四年十二月 壓小帳 一冊

(かね婚姻三付)請取手形之覧

八東郡若桜宿 佐七郎他一人↓八上郡船岡村庄屋 太郎大夫

下船岡村宗門御改帳 嘉永三年十二月 紙 一通

御屋敷様江取次銀年賦二相成夫々算用立帳 嘉永五年正月 壓帳 一冊

下船岡村諸帳面目録 明治三年八月 壓小帳 一冊

(諸帳簿目録)

下船岡村諸帳面引渡し別帳 戸長田中重次郎↓ 明治九年八月二八日 壓小帳 一冊

惣代衆中御中 明治十年八月十日 壓小帳 一冊

下渡願帳 持主 上船岡村 地内田畠所持限書上地券證御 明治十四年八月二八日 橫假綴 一点

明治十四年諸入費人別へ返金渡シ口 明治十四年八月二八日 橫假綴 一点

(見楢川筋田畠野取図)

年未詳 仮綴 一点

130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119

六、地券證交付願・地租改正

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 年岡太治郎 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 西園謙敬 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 森田善四郎 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 年岡藤五郎 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 早田儀平 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 川戸藤四郎 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 藤原為次郎(中央部破損) 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 年岡直重郎 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

143 142 141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 前田源八 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 柳原喜平 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 年岡藤治郎 明治六年六月 壓帳 一冊

因幡国八上郡下船岡村地内田畠所持限書上地券證御 明治六年六月 壓帳 一冊

下渡願帳 持主 破岩村 岩崎善三郎 明治六年六月 壓帳 一冊

[地券證御下渡願帳(断簡)] (明治六年六月) 明治九年九月 壓帳 一冊

正下調帳写 橋本 八上郡下船岡村耕地宅地字限絵図

田畠宛口帳 上美田屋 文化八年正月 橫半帳 一冊

田畠名寄帳 美田屋孫四郎 文政十一年四月 壓帳 一冊

御年貢指別帳 上美田屋 文化三年正月 橫小帳 一冊

189	〔銀子請取證文〕(手形)(請取申銀子之事) 赤坂庄兵衛・内海甚左衛門→船岡村善次郎	享保十四年七月十日	堅紙	一通
190	〔銀子借用證文〕(預り申銀子之事) 安田金右衛門↓ ミた屋市兵衛	享保十五年二月	堅紙	一通
191	〔年貢米借用證文〕(借用申御年貢米之事) 下野村九兵衛外十二名↓舟岡村美田屋市兵衛	享保十七年十二月二八日	堅紙	一通
192	〔年貢米借用證文〕(借用申御年貢米之事) 下野村又兵衛外十二名↓舟岡村美田屋市兵衛	享保十七年十二月二八日	堅紙	一通
193	〔銀子借用證文〕(借用申銀子之事) 塩上村半兵衛↓ 下船岡村善次郎	享保十七年十二月二八日	堅紙	一通
194	〔銀子借用證文〕(借用申銀子之事) 無頭御抱人太左 衛門→見田屋善次郎	寬保三年十一月	堅紙	一通
195	〔銀子借用證文〕(借用申銀子之事) 橋本少左衛門↓ 三たや政右衛門	寶曆十三年六月二六日	堅紙	一通
196	〔米錢借用證文〕(借用申米錢之事) 上船岡村彦右衛門 →舟岡村政右衛門	明和元年十二月	堅紙	一通
197	〔銀子借用證文〕(借用申銀子之事) 上美田屋 政右衛門	安永三年十一月	堅紙	一通
198	〔錢借用證文〕(借用申錢之事) 塩上村 政右衛門	安永六年四月	堅紙	一通

305 越後州地震口説(写) 浪華新地北格子町岸隱子柳斎
譚述

306 「御暇拝領國元到着ニ付挨拶状」 多賀久左衛門宛
(署名等切取)

307 「阿部内記定紋等書付」 安政二月七月十六日 横帳一冊
諏訪三手道具(虫損)(御道具拝借) 下船岡村宇左衛門
(年未詳)十月 年未詳 折紙一通

308 「御暇拝領國元到着ニ付挨拶状」 多賀久左衛門宛
(署名等切取)

309 「阿部内記定紋等書付」 天保九年四月 横長帳一冊
諏訪三手道具(虫損)(御道具拝借) 下船岡村宇左衛門
(年未詳)十月 年未詳 紙一通

310 「阿部内記定紋等書付」 天保九年四月 横長帳一冊
諏訪三手道具(虫損)(御道具拝借) 下船岡村宇左衛門
(年未詳)十月 年未詳 紙一通

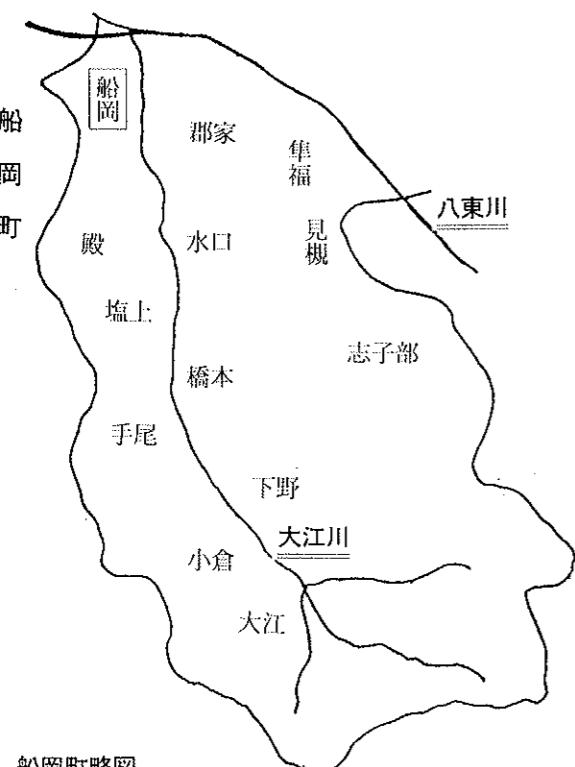


図 船岡町略図

II 解題

「旧八上郡下船岡村橋本家文書」は、平成四年に橋本一夫氏より寄託を受けた資料群をいう。資料の性格を理解するため、橋本家の居住した下船岡村、資料を伝えてきた橋本家、さらに伝来した資料について、その概略を記すことにする。

1、旧八上郡下船岡村について

橋本家がある八頭郡船岡町船岡地区は、鳥取県東部八頭郡若桜町に源を発する八東川と同町内を貫流する大江川のほぼ合流地点に位置している。正応六年（一二九三）にはこの地区を含むと考えられる「船岡郷半分并新庄村半分地頭職」が蒙古軍降伏祈願のため安芸国（広島県）嚴島神社に寄進されている（『関東御教書寫』野坂文書）。また、天正三年（一五七五）六月一七日には、氷ノ山を越えて春米・「若狭（若桜）乃町」を通って来た島津家久が「舟岡といへる町」に宿泊していることが知られ（『家久君上京日記』）、戦国時代末には、船岡は町場を形成していたと推測される。

江戸時代の下船岡村は因幡国八上郡に属し、隣の上船岡村とともに船岡村と呼ばれることが多かったといわれる。八上郡が東と西の両構に分かれると東構に属した。下船岡村の坪領高は一、〇五八石余で他に川役米二石二斗余を課されていた（『鳥取藩史』）。『天保郷帳』での村高は一、三六八石余、『因幡誌』では戸数二〇〇である。池田光政時代、同村は家老丹羽氏の知行地であったが、池田光仲が鳥取に入封して後は着座家乾氏の給地となり、版籍奉還まで乾氏の陣屋が置かれていた。また、智頭街道と若桜往来の二つの街道を結ぶ道沿いに位置しており、制札場が置かれ、馬糸所にも指定されている。江戸時代を通じて船岡村には幾度か幕府巡見使が宿泊しているが、同村より金口村（現河原町）に越える「しばたわ越」と呼ばれる道は「巡見道」とも呼称されていた。さらに、日下部村（現八東町）と福井村（現船岡町）の間から船川が開削されると船運が盛んとなり、谷筋の物資の集散地としても栄えた。毎年の二月二四日と七月五日に開かれる「船岡市」は多くの人で賑わったという。このように江戸時代の下船岡村は、農村支配の要地であるばかりでなく地域の交通や経済の中心地であったといえる。

2、橋本家について

この文書群を伝えている橋本家は現在八頭郡船岡町船岡地区の下町にある。江戸時代以来現在地に居住し、大庄屋などの郡役人や村役人を勤めている。

橋本家は、天正年間（一五七三～九二）に山城国橋本の地より太郎左衛門正資が当地に移住したのに始まる（『自法橋西血脉物語』橋本一夫氏藏）。この時興した家は、屋号を「角屋」といい、これが橋本家の總本家である。角屋の二代太郎右衛門は息子市兵衛を分家したが、この家を「美田屋」（みたや）といつた。美田屋は四代治右衛門の代に家の基礎が固まり、大庄屋も勤める程になった。また、次右衛門は息子の一人善次郎（市兵衛）を分家して「上美田屋」を創設したが、この時以来「美田屋」は「下美田屋」と称する様になった（家伝）。したがって、橋本家の系統は、角屋、角屋から分家した下美田屋、下美田屋から分かれた上美田屋の三家に分かれる。「旧八上郡下船岡村橋本家文書」は、そのうちの「上美田屋」が伝えてきたものである。家伝等により橋本家の略系図を示すと次のようになる。

（角屋）

太郎左衛門正資→太郎右衛門→太郎右衛門（以下略）

（美田屋、後の下美田屋）

市兵衛（享保元年没）→源四郎（夭折）

※

〔一次左衛門→市兵衛→太郎左衛門：（以下略）〕

〔（上美田屋初代）（2代）（3代）（4代）（5代）
善次郎（市兵衛）→善次郎→政右衛門→孫四郎→宇左衛門〕

〔（6代）
太十郎：（以下略）〕

※ 治右衛門（享保二年没）

上美田屋橋本家の当主は右掲の略系図に示された通りだが、初代善次郎（宝暦六年没）は市兵衛を名のついている。借用証文類の内、資料189～192までのものは宛名が善次郎（189）・市兵衛（190～192）となっているが、これは上美田屋初代のことである。また、「大庄屋宗旨庄屋年表」（『荻原直正先生遺稿集』）によれば、享保一四年と一五年の大庄屋として「舟岡市兵衛」の名前がある。『船岡町誌』はこれを上美田屋市兵衛としている。橋本家文書の中にも當時郡奉行を勤めていた赤坂庄兵衛と内海甚右衛門から善次郎宛に出された享保一四年（一七二九）の「銀子請取証文」（資料189）があるが、このことは、上美田屋初代の市兵衛（善次郎）がこの両年八上郡の大庄屋を勤めていたことを裏書しているといえよう。

二代善次郎（宝暦七年没）については、橋本家文書の中に名前を確認できる資料は少ない。初代善次郎が市兵衛と改名した後であれば、資料193～194の証文類に見られるのが二代善次郎であろう。

3、橋本家文書について

橋本家の当主が大庄屋や村役人を勤めていたことは先述したが、橋本家文書の約半数は郡や村に関わりのあるものである。それらの多くは江戸時代中期以降に作成されたもので、特に享保一二年（一七二七）頃から寛政九年（一七九七）頃にかけてと、幕末から明治一〇年（一八七七）頃までに集中している。郡関係の文書では、橋本孫四郎が大庄屋を勤めた寛政期（一七八九～一八〇二）のものが多く、この他に特徴的なものとしては宝暦二年（一七六一）に幕府巡見使が下船岡村に宿泊した際の記録がある。村関係のものには幕末から明治期のものが多く、天保期の地改め、安政改革、地租改正等に関わりのある文書が断片的ではあるが残されている。江戸時代初期から系統的に残されている下船岡村宛年貢免状も本来は庄屋引継ぎの文書であったと思われるが、明治期以降に橋本家に入り、引継ぎの意味を失ったためにそのまま同家に伝えられたものではなかろうか。また年貢免状に限らず、村関係文書の多くは同様の事情で伝えられてきたと考えられる。

また、残りの半数は家に関わりのある資料で、経営に関係した帳簿類もいくらかあり、文化文政期（一八〇四～三〇）のものが数点と安政七年（一八六〇）から明治三年（一八七〇）までのものがやまとまつて残されている。借用証文類は同家の土地集積を跡づけるものだが、この文書群のなかでは橋本孫四郎が大庄屋を勤めていた寛政期のものが最も

多く、その前の当主政右衛門に宛てられたものが次いでいる。この他、同家の人たちの趣味を表しているもの〔「厭触太平樂記」〕資料286～295など)もいくつか残されている。

以上のような橋本家文書の性格を考慮して、寄託時の資料目録作成の際、同家文書を次のI～Vの項目に分類し、さらに内容によって分け、通し番号を付した。

- I 郡・郡役人関係資料
- II 村・村役人関係資料
- III 家
- IV 書籍
- V その他

資料は内容によって分けたつもりだが、細かく検討する過程で不適当と思われる分類も明らかになつてゐる。しかし資料の管理上入れ替えは行なわず、寄託時の分類番号を踏襲した。次にそれぞれの項目別に資料の概説をする。

I 郡・郡役人関係文書

ここに分類された文書は、上美田屋四代橋本孫四郎が大庄屋を勤めた寛政期の文書を中心としている。これらをその内容によって、貢租・運上、支配、治安、その他に分けた。

大庄屋は、一郡規模あるいは郡を二つ程度に分割して年貢の収納を請け負つたが、その関係の資料が1～5である。2・3は八上郡の酒運上銀に関する資料であり、年代的には初代善次郎(市兵衛)時代のものと考えられる。次の6～10は幕府巡見使に関する資料である。資料9によれば、寛文七年(一六六七)から延享三年(一七四六)までに五回の巡見使が当地に宿泊していることと、その時本陣を務めた者の名前等がわ

「庄屋年寄小百姓中」宛である。鳥取藩の年貢収納制度は元禄二年(一六九八)の請免制実施によって大きく区切られるが、これらの年貢免状はそれらの変化を跡づけるものということができる。この他、寛政一〇年(一七九八)に破岩・上船岡村庄屋・組頭などが連名で提出した「名寄帳書替願書」(資料95)や天保期(一八三〇～四四)に実施された地改め関係の資料(資料91・96・110)がまとまつたものである。資料110の「八上郡下船岡村田畠名寄地統帳」は年付を欠くが、奥書に「天保十一年子春より地所大改、依而時之御役人并ニ御郡役村役人名前書留」とあり、また耕地ごとの肩書に「天保十五辰改帳四百四十二番」と記されているものがあることから、天保一五年(一八四四)に完成した地統帳をもとに作成されたものと推定される。他にも幕末期から明治初年にかけて作成された貢租・土地関係の帳簿類がある。

訴訟・争論関係には、銀子貸借や譲など個人間の争いに関するもののが、村落間で争われた草刈場争論の儀定書や裁許状写も残されている。法令・触書類は、藩から在方に出されたものがほとんどで、資料121の「在中相対貸借ニ付御触書」より資料125までの四通は安政改革期のもので、資料126は旧会見郡で徵兵令反対一揆が起つた際に出された県布告である。

村政・その他には、宗門関係のもの及び村政に関する諸帳面の引継ぎ書類等を分類した。前者では嘉永三年(一八五〇)の「下船岡村宗門改帳」(資料133)が残つており、当時の下船岡村住人の家族構成などを知ることができる。また後者には、江戸時代に作成された下船岡村関係の諸帳簿(「寛永一〇年の御図帳」から「明治二年の公事株帳」までが内容別に分けて列記されている)を書き上げ、庄屋交代時に新しい庄屋に提出した「下船岡村諸帳面目録」(資料135)や明治三年以降の帳面類を

かる。また、三代政右衛門は宝暦二年の巡見使本陣を務めているが、その時の食事などを書き上げた資料が7・8である。資料11～30までは郡内の治安に関するもので、孫四郎が大庄屋を勤めていた時代のものがほとんどである。火災・盗難・旅館死亡・水死人などの取調べについて、大庄屋に提出された口上書や願書などが含まれている。これらの文書から、橋本家が大庄屋として、担当区域で起こつた事件について、当事者に細かい事情を聞きたり、また調査の願いを受け付けたりする様子が知られる。また、邑美郡品治村の千代川での水死人への心当たりを問い合わせる目付からの用状(資料28)を受けてもいる。その他に分類したものの中では、「村々牛銀貸付帳」(資料31)・「橋普請願」(資料32)の二通は孫四郎が大庄屋を勤めていた時代のものである。

II 村・村役人関係文書

この項目に分類したのは、村に関わりのある資料である。これも内容によって、貢租・土地・訴訟・争論・法令・触書・村政・その他・地券證交付願・地租改正に分けた。

貢租及び土地関係資料の中で、もっとも系統的に残つているのが下船岡村の年貢免状である。延宝三年(一六七五)から文化八年(一八一〇)までの一三七年間で五一通(資料37～87)が残されている。これらの年貢免状の中には上美田屋が分家される以前のものもあることから、代々庄屋を勤めた家が引き継ぎながら一括して保管していたと考えられる。

これらの免状の内、資料51～55までは地均し段免期のもの、資料58以降は請免制実施以後のものである。年貢免状発給の特徴については、宝永六年(一七〇九)年までは毎年出されているが、それ以降はほぼ五年ごとに出されるようになっている。また、免状の宛先は、寛延二年(一七四九)までは「庄屋小百姓中」宛だが、宝暦四年(一七五四)以降は

記した目録(資料136)がある。

地券證交付願・地租改正に分類した資料(140～165)は、下船岡村地内に所持している田畠山林等を書き上げ関島政県參事宛に地券證の交付を願ったものなど、明治期の土地制度に関するものである。

III 家

家関係の資料は、貢租・土地に関するものと借用證文類が主なものである。

貢租・土地関係には、天明五年(一八七五)の「田畠宛口帳」など同家の地主經營に関する台帳類(資料93、94、166、167)や同家が納入した年貢に関する帳簿類が含まれている。資料89・90、168～171の「御年貢差別帳」・資料172～179の「御年貢差引帳」・資料180～184の「地拂請取帳」は同様の性格を持つ帳簿類と思われ、橋本家の土地經營の様子を具体的に示しているものと考えられる。とくに、あとの二つの帳簿は同じ年代のものがあり、相互に関連をもつてゐる。また、借用証文類は橋本孫四郎が大庄屋を勤めていた寛政八・九年ごろのものが数多く残されている。

この他の家関係資料は、講関係のものや書状、受領証類、宗教に関するものである。この中には、伊勢の御師関係のもの(資料243・244)が含まれている。伊勢参りは因幡地方でも盛んであったようだが、当地での伊勢の御師の活動の一端を語るものといえよう。

IV 書籍

この中には、「厭触太平樂記」(資料286～295)・敵討物語である「肥後國駒下駄物語」(資料299、300)や読本の絵本太閤記(資料302、303)「鳥取藩歴史」(資料304)などがあり、橋本家の人たちの娯楽や教養の一端をうかがうことができる。

V そ の 他

内容的にまとまつた資料はないが、「越後州地震口説（写）」などが残されている。橋本家より当館に寄託いただいた資料の概要は以上の通りである。その他に同家には、家の由来を示すような資料類が保管されているが、今報告書では取り上げなかつた。

あとがき

「旧八上郡下船岡村橋本家文書」は郡・村関係の資料が豊富なところから、鳥取藩時代の状況を知ることができる好資料として鳥取県史編纂の際にも調査され、年貢免状の一部が翻刻紹介されている。

本館でも同家文書の重要性を考え、平成元年より福井淳人が資料調査に着手した。その後、北尾泰志が整理を引き継ぎ、資料目録を作成したうえで、平成四年十一月橋本一夫氏より寄託を受け本館で保管することになった。そして、同家の方々の御許しを得てこの目録を刊行する運びとなつたのである。貴重な資料を寄託いただいた橋本氏に対し、あらためて感謝申し上げる次第である。

なお、本報告書の執筆は学芸課人文係主任北尾泰志が行つた。

平成五年度

資料調査報告書 第二十一集

—— 旧八上郡下船岡村橋本家文書 ——

平成六年三月三十一日 発行

鳥取県立博物館
鳥取市東町二丁目一二四
電話 ○八五七一三六一八〇四二